

公益法人の会計に関する研究会

(第10回)

議 事 次 第

日 時：平成26年7月3日(木) 10:00~12:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 法人会計区分の作成義務付け廃止について
2. 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方について
3. 遊休財産規制(6号財産と指定正味財産)について
4. 意見募集・意見交換会の結果について

【資料一覧】

- 〈資料1-1〉 法人会計区分の収益と費用の考え方
- 〈資料1-2〉 法人会計区分の作成義務付け廃止の考え方
- 〈資料2〉 上倉参与提出資料
- 〈資料3〉 遊休財産規制(6号財産と指定正味財産)について
- 〈資料4-1〉 意見募集の結果報告
- 〈資料4-2〉 意見交換会の概要報告

- 〈参考資料1-1〉 FAQV-4-⑩
- 〈参考資料1-2〉 FAQV-4-⑪
- 〈参考資料2〉 公益法人の会計に関する研究会 具体的スケジュール
(平成26年7月~)
- 〈参考資料〉 公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

法人会計区分の収益と費用の考え方

平成26年7月3日

1. 収益

法人会計区分において、収益となるものは以下のものがある。

- ・ 寄付者が、管理費として使用することを認めている寄附金
- ・ 社員が、管理費として使用することを認めている会費
- ・ 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産として金融資産を保有している場合に、当該金融資産から得られる運用益
- ・ 公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額（公益目的事業のみを実施している法人の場合）

2. 費用

法人会計区分において、費用となるものは、法人の運営に必要な経常的経費（管理費）である。

管理費は、法人の事業を管理するために毎年度経常的に要する費用をいう。例えば、総会・評議員・理事会の開催運営費、登記費用、理事・評議員・監事報酬、会計監査人報酬である。

そのほか、事業費・管理費のいずれにも共通して発生する費用で、適正な基準により管理費に配賦された費用がある。例えば、人件費等の費用については、管理業務への職員の従事割合を集計したり、設備関係の費用については、管理部門での設備の使用割合を集計したりした上で配賦した費用である。

3. 法人会計区分の黒字の取扱い

法人会計区分の収益及び費用が、上記の考え方により適正に経理されていれば、法人会計区分に黒字が生じることも認めている。

法人会計区分の作成義務付け廃止の考え方

平成 26 年 7 月 3 日

(負担軽減策)

公益目的事業のみを行う法人については、法人会計区分の作成を義務付けないこととしてはどうか。

1. 基本的考え方

- 法人の運営に必要な経常的経費（管理費）の額の算定にあたっては、法人会計区分を設けずとも、公益目的事業会計区分に管理費として計上することによっても可能である（別添資料①）。
- 収益事業等を実施する法人については、その利益が公益目的事業費に繰入れられることを担保するため、法人会計区分が必要（※参照）。
- 公益目的事業のみを行う法人については、この問題がないため、法人会計区分の義務付けを廃止。

※収益事業等を実施する法人を対象としない理由

公益法人の実施する収益事業は、公益目的事業を財政的に補完することが一義的な目的であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下、「認定法」という。）第 18 条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年法律第 68 号）第 24 条に基づき、収益事業等の利益の 50%は、公益目的事業を行うために使用しなければならないこととしているところ。

一方、法人会計は認定法第 15 条を踏まえ、公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）の額を事業費と区分する役割を担っている。法人会計を廃止した場合、公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）の額は、その性質に応じて公益目的事業会計と収益事業会計に管理費として表示されることになる。

収益事業等を行っている法人について、法人会計を廃止すると、公益目的事業会計に繰り入れた利益が公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）に充てられる可能性がある。このため、認定法 18 条の趣旨を損なうこととなり、不適切である（別添資料②）。

2. 法人会計区分を作成しない場合の法人会計の黒字額の取扱いについて

(1) 黒字をゼロとみなす案

- 法人会計区分を作成しない場合は、管理費に係る黒字額をゼロとみなす。
法人会計区分を作成する場合は、同区分で経理が適正になされていれば、黒字が生じていても認められる。
- 法人が資金面の都合と業務量を勘案し、法人会計区分を作成するかどうかを選択することができる。
- 黒字をゼロと見なす場合、結果的には、大半の法人が法人会計区分を作ることになるのではないかという意見もある一方、法人会計区分を作成しない場合について、説明会等では一部の法人から、この措置に期待する意見があった。

(2) 黒字を法人が別途申告する案

- 法人会計区分を作成しない場合にも、法人が別途の資料により、管理費に係る黒字額を申告できることとする。
- 管理費に係る黒字額の適正さを確保し、公益目的事業における収支相償を担保するため、法人会計区分を作成させなかったとしても、収益及び費用について別途の資料提出を求めることにならざるを得ず、法人の実質的な負担の軽減にならないのではないか。
- 法人会計区分は作成しない場合にも、別途資料を作成するという思想にたつて、正味財産増減計算書とは別途、切り離すこととするならば、認定制度（収支相償など）と会計基準をどこまで一体化し、また、切り離すのかという平成20年会計基準の性格の根本に関わることであり、慎重な検討が必要ではないか。

指定正味財産の概念及び一般正味財産への振り替えの考え方

1. 指定正味財産の考え方

指定正味財産とは、寄附等によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課されている財産額とされる（「公益法人会計基準」の運用指針7、公益法人会計基準注解（注6）、公益法人会計基準に関する実務指針（その2）I3参照）。しかし、実務指針（その2）I3に例示されているものの、用途の制約については、例えば、「公益目的事業に使用すること」といった抽象的な指定で該当するのかどうかは明確になっていない。つまり、どの程度の制約が課されていれば指定正味財産として取り扱うのか明確な基準が示されていないところである。

また、指定正味財産は制約の解除により一般財源化するため、指定正味財産から一般正味財産に振り替えることとなるが、制約の具体的範囲が明確にならないと、制約の解除とそれに伴う一般正味財産への振替といった会計処理にも影響する。

2. 問題点

指定正味財産の概念は、平成16年基準改訂時に新たに導入されたものであり、指定正味財産概念の普及の意味から、その取扱いについて厳格な規定をおいていなかったと考えられる。平成20年基準では、その考え方を踏襲しているが、公益認定制度の財務基準のうち、収支相償、遊休財産規制において、指定正味財産の概念が取り入れられており、当初予定されていなかった制度上の要請がかかっていると考えられる。

このような背景から、例えば、公益法人のための寄付として定められているだけで、具体的な用途は法人の判断に委ねられているような場合や、特に定めのない特定資産の運用益など、指定正味財産として処理されることが適当であるのか疑問となる事例も多くある点が問題となっている。

3. 検討

●用途の制約

指定正味財産の趣旨は、寄附者等からの受託責任の明確化のため、一般正味財産から区分することにある。つまり、寄附者等からの制約があるため、法人の恣意的な判断による利用を排除するために必要な区分であろうと考えられる。このような趣旨を鑑みると、明確に具体的な用途が定められているもののみを指定正味財産として扱われるべきではないかと考えられる。

この趣旨からすれば、例えば、寄附者からの「公益法人のために使ってくれ」や「公益目的事業のために使ってくれ」といった制約は、具体的な使用については法人の裁

量に委ねられる部分が大きいため、指定正味財産の用途の制約としては不十分ではないかと考えられる。

この観点から、用途の制約については、「公益目的事業の〇〇事業の事業費に充当してくれ」や「奨学金事業の奨学金の財源に充当してくれ」等、具体的で法人の裁量の働かない形で表現される必要があると考えられる。

また、基本財産として保有する指定正味財産の運用益について、当然に指定正味財産であるとの考え方もあるが、寄附者の意思は基本財産として保有することであり、その運用益についてまでは指定していない場合も多いと考えられる。運用益については、具体的な用途の制約がある場合についてのみ、指定正味財産として取り扱うべきと考える。

● 指定正味財産から一般正味財産への振り替え

不明確な用途の制約は、指定正味財産から一般正味財産への振り替えのタイミングと振替額についても影響する。寄附者等の用途の制約にそって、財産が費消されるなどした場合には、指定正味財産として用途の制約は解除されることとなる。制約の解除に伴い、解除額相当が指定正味財産から一般正味財産に振り替えられることとなるが、用途の制約が不明確な場合、制約の解除のタイミングと解除額が曖昧となり、そこに法人の恣意性が入り込む可能性がある。

また、例えば、建物取得の必要性があり、借入金によって先行取得した場合に、事後的に建物取得を目的とした寄付金を集めた場合に、借入金の返済の段階で用途の制約が解除されたと考えるのか、借入金で購入した建物の減価償却を通して用途の制約が解除されたと考えるのかという論点があるが、これについても寄附者の課した用途の制約の趣旨に沿って判断すべきである。一般的には、寄附者の意図は、借入金の返済にあるのではなく、法人が必要とする建物の取得にあると考えられるため、減価償却を通じて用途の指定が解除されることとなるのが適当であろうと考えられる（設例参照）。

4. 対応案

指定正味財産に関しては、寄附者等からの用途の制約、指定の解除等の事実認定に関して、会計基準等の規定を、より明確にする、或いは FAQ 等を通じてより具体的な運用を示すことが必要ではないかと考えられる。

以上

付随論点

1. 指定正味財産を一般正味財産へ振り替えた際の収益科目について

(1) 振替時の収益の表示科目

(論点)

指定正味財産として受け入れた際の収益科目と同じ収益科目が一般正味財産に計上される処理については、一部の法人から違和感がある旨きいているので、その説明がほしい。また、一般正味財産へ振替後の収益科目について例示してほしい。

(検討案)

指定正味財産から一般正味財産への振り替えは、拘束されていた資金が用途の制約の解除により一般財源化した事象を示すための会計処理である。そのため、例えば寄付金という属性の収益が、拘束を解かれて収益計上するに過ぎず、寄付金の属性を変えるものではない。また、収益科目の例示については、「公益法人会計基準」の運用指針 12「財務諸表の科目」(2)正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領に具体的に例示されている。今後、運用指針や FAQ 等において、特段の明示は必要ないのではないかと考えるが、このような対応でよろしいか。

(2) 振替時に適用する換算レート

(論点)

指定正味財産に外貨換算替えがある場合、当初受け入れた指定正味財産(寄付)額と一般正味財産(振替)額が異なる。この場合、複数年度にわたって外貨残高があるものは、一般正味財産へ振り替える金額は先入れ先出的に算定するのか、平均レートで振替額を算定するのか、その説明が必要ではないか。

(検討案)

外貨建取引については、公益法人特有の事情はないものと考えられる。その点は、公益法人会計基準(注 8)の規定からもうかがえる。ただし、指定正味財産についての明文はない。指定正味財産として拘束されている時点では、為替損益は有価証券の時価評価差額と同様に指定正味財産額の調整として考えるのが理論的であり、一般正味財産への振り替え時には、その段階で収益認識することとなるため、当該取引日のレートで換算するのが適当と考えられる。会計実務の指針として、何等かのかたちで示す必要があると考えられるがいかがか。

2. 振替のタイミングについて

(論点)

実務上、指定正味財産の指定が解除されるタイミングの取扱いが不明確であると考えられる。具体例とし示す必要があるのではないか。例えば、支出はされているが費用化されていない場合の例示(保険料として支出したが費用化していない前払保険料は特定資産でよいか)や、費用化されているが支出されていない場合の例示(給料として費用化したが支出していない未払給与は、未払いでも振り替えるのか、支出時に振り替えるのか)が必要ではないか。

(対応案)

指定正味財産の指定が解除されるタイミングの問題は、用途の制約等の具体性の問題に関係する。この論点を踏まえて、会計基準等や FAQ 等を通じて、何らかのアナウンスは必要かと考えるが、いかがか。

3. 一つの公益目的事業しか実施していない場合の取扱い

(論点)

一つの公益事業と法人会計のみの場合、寄付者が法人会計で使うことも許容している寄付は指定正味財産となりうるのかならないのか。

(検討案)

公益目的事業を一つしか実施していない法人に対する寄附であって、寄附者が法人会計でも使うことを許容しているような場合には、寄附者の意思として法人運営全体に対する寄附であると解釈できるため、寄付金の具体的な使用については、法人の裁量にゆだねられていると考えられる。

そのため、このような寄附については、一般正味財産として取り扱うべきと考えられるが、そのような対応でよろしいか。

以上

【設例】

1. 建物取得のための寄附金を複数年度にまたがって受入れる。
H26年度～H28年度の3年間にわたり受入予定。(建物取得に要する資金1,000,000を目標とするが、3年間の寄附実績は800,000)
2. H27年度に建物1,000,000を借入金600,000、残りは寄附および手元資金を充当する予定。

shiryou

【H25年度】

BS (H26/3)		【負債】	
【流動資産】		借入金	0
CASH	500,000		
【特定資産】		【正味財産】	
建物取得積立資産	0	指定正味財産	0
建物	0	(うち特定資産への充当額)	
		一般正味財産	500,000
		(うち特定資産への充当額)	
合計	500,000	合計	500,000

【H26年度】

H27.3.31 建物取得のための寄附受入(1年目)

建物取得積立資産	300,000	受取寄附金(指定)	300,000
----------	---------	-----------	---------

BS (H27/3)		【負債】	
【流動資産】		借入金	0
CASH	500,000		
【特定資産】		【正味財産】	
建物取得積立資産	300,000	指定正味財産	300,000
建物	0	(うち特定資産への充当額)	(300,000)
		一般正味財産	500,000
		(うち特定資産への充当額)	
合計	800,000	合計	800,000

【特定資産の財源】		
指定正味財産	一般正味財産	負債対応
300,000		

PL (H26/3～H27/3)	
【一般正味財産増減の部】	
受取寄附金(指定より振替)	
減価償却費	
増減	0
期首残高	500,000
期末残高	500,000
【指定正味財産増減の部】	
受取寄附金	300,000
一般への振替	
増減	300,000
期首残高	0
期末残高	300,000

【H27年度】

H27.4.1 建物取得(借入金600,000、建物取得積立資産300,000、手許資金100,000)

建物	1,000,000	借入金	600,000
		建物取得積立資産	300,000
		CASH	100,000

H28.3.31 建物取得のための寄附受入(2年目)

建物取得積立資産	400,000	受取寄附金(指定)	400,000
----------	---------	-----------	---------

H28.3.31 減価償却費の計上(耐用年数50年)

減価償却費	20,000	建物	20,000
-------	--------	----	--------

H28.3.31 借入金の返済(20年)

借入金	30,000	建物取得積立資産	30,000
-----	--------	----------	--------

H28.3.31 指定の解除

一般への振替	6,600	受取寄附金(一般)	6,600
--------	-------	-----------	-------

建物の取得価額のうち指定正味財産から充当された建物取得積立資産が投入された割合を減価償却費に乘じた金額
 $20,000 \times (300,000 + 30,000) / 1,000,000 = 6,600$

BS (H28/3)		【負債】	
【流動資産】		借入金	570,000
CASH	400,000		
【特定資産】		【正味財産】	
建物取得積立資産	370,000	指定正味財産	693,400
建物	980,000	(うち特定資産への充当額)	(693,400)
		一般正味財産	486,600
		(うち特定資産への充当額)	(86,600)
合計	1,750,000	合計	1,750,000

【特定資産の財源】		
指定正味財産	一般正味財産	負債対応
370,000		
323,400	86,600	570,000

$300,000 + 30,000 - 6,600 = 323,400$
 $100,000 - (20,000 - 6,600) = 86,600$

PL (H27/3～H28/3)	
【一般正味財産増減の部】	
受取寄附金(指定より振替)	6,600
減価償却費	20,000
増減	△ 13,400
期首残高	500,000
期末残高	486,600
【指定正味財産増減の部】	
受取寄附金	400,000
一般への振替	△ 6,600
増減	393,400
期首残高	300,000
期末残高	693,400

【H28年度】

H29.3.31 建物取得のための寄附受入(3年目)

建物取得積立資産	100,000	受取寄附金(指定)	100,000
----------	---------	-----------	---------

H29.3.31 減価償却費の計上(耐用年数50年)

減価償却費	20,000	建物	20,000
-------	--------	----	--------

H29.3.31 借入金の返済(20年)

借入金	30,000	建物取得積立資産	30,000
-----	--------	----------	--------

H29.3.31 指定の解除

一般への振替	7,800	受取寄附金(一般)	7,800
--------	-------	-----------	-------

当年度分:
 $20,000 \times (300,000 + 30,000 \times 2) / 1,000,000 = 7,200$
 過年度分:
 $20,000 \times 30,000 / 1,000,000 = 600$

BS (H29/3)		【負債】	
【流動資産】		借入金	540,000
CASH	400,000		
【特定資産】		【正味財産】	
建物取得積立資産	440,000	指定正味財産	785,600
建物	960,000	(うち特定資産への充当額)	(785,600)
		一般正味財産	474,400
		(うち特定資産への充当額)	(74,400)
合計	1,800,000	合計	1,800,000

【特定資産の財源】		
指定正味財産	一般正味財産	負債対応
440,000		
345,600	74,400	540,000

$300,000 + 30,000 \times 2 - (6,600 + 7,800) = 345,600$
 $100,000 - (20,000 \times 2 - 6,600 - 7,800) = 74,400$

PL (H28/3～H29/3)	
【一般正味財産増減の部】	
受取寄附金(指定より振替)	7,800
減価償却費	20,000
増減	△ 12,200
期首残高	486,600
期末残高	474,400
【指定正味財産増減の部】	
受取寄附金	100,000
一般への振替	△ 7,800
増減	92,200
期首残高	693,400
期末残高	785,600

遊休財産規制（6号財産と指定正味財産）について

1. 問題点

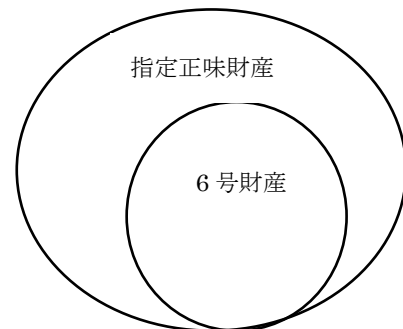
認定規則 22 条 6 号の財産（以下、6 号財産とする。）は、寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金とされている。指定正味財産は、寄附等によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課されている財産額とされている（「公益法人会計基準」の運用指針7、公益法人会計基準注解（注6）公益法人会計基準に関する実務指針（その2）I3）。

6 号財産は公益認定法上の概念であり、指定正味財産は公益法人会計基準上の概念である。両者の関係や公益法人会計基準上の指定正味財産の範囲が不明確であるため、実務上、一部で混乱がある。

2. 具体的検討

(1) 6 号財産と指定正味財産の関係

6 号財産は、その定義上、寄附者等により交付された財産について用途が定められている必要がある。その用途の定めは、会計基準上の指定正味財産とされるもののうち、寄附者等による用途の制約に該当するものと考えられる。つまり、認定法上の 6 号財産を会計上適切に表現するとした場合、指定正味財産として区分されている必要があると考えられる。その意味で、6 号財産は指定正味財産を前提とするものと考えられる。



したがって、会計上指定正味財産として処理されていないものについては、6 号財産として整理できないと考えられる。

また、6 号財産は、財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金であるため、指定正味財産として処理された財産であっても、法人の事業活動に使われているような建物や、基本財産等、運用益を獲得するために保有されている有価証券等は、財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金には該当しないため、6 号財産には含まれないと考えられる。

(2) 指定正味財産の範囲

会計基準上は、指定正味財産における用途の制約は受託責任を明確化し、法人の恣意を排除するといった観点で課されているものであり、具体的に定められることが必要と考えられる。用途の制約については、定められた用途に従って財産を費消した時点で、指定の解除がなされて、指定正味財産から一般正味財産への振り替えが行われるため、解除のタイミングと振替額を決定する上でも具体的な用途の定めが必要となる。従って、正味財産増減計算書上、共通区分として

表示されるようなものは、原則的には指定正味財産として取り扱うことは困難と考えるべきである。

3. 対応案

2. 具体的検討について、議論いただき、検討結果の妥当性、検討内容について、FAQ 等での開示の必要性について、検討いただきたい。

以上

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見募集

結果

平成 26 年 7 月 3 日

I. 概要

公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、「公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）」を開催し、専門的な観点から具体的な検討を行ってきたところである。研究会は、課題等の中間的な取りまとめとして、平成 26 年 4 月 18 日に「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公表するとともに、同日から平成 26 年 5 月 31 日までの期間、広く一般に対して意見募集を行った。

その結果、20 件の意見（1 件につき複数のテーマについての意見もあった）があり、主な意見については以下の通りであった。

II. 主なご意見の内容

(1) 収支相償について

- ✓ 寄附金等の法人の収入は不安定であるが、公益目的事業は安定的に実施していかなばならない。持続的かつ活力のある法人運営のためには、単年度の収支相償ではなく、複数年度での収支相償の判定をしてもらいたい。（公益財団、同旨 3 件）
- ✓ 前年度以前の赤字補てんのための剰余金の説明を認めてほしい。（公益社団、同旨 2 件）
- ✓ 公益目的保有財産に毀損が生じた場合に、収支相償の剰余金からの補てん・回復を認めるべきではないか。（公益財団、同旨 1 件）
- ✓ 財団の運営、助成事業の安定性、持続性の観点から、収入源が金融資産等の運用益に限定される助成財団等においては「財政安定化資金」を認めてほしい。（公益財団、同旨 4 件）
- ✓ 個々の事業は、法人のミッションを達成するための複合的手段である。そうであるとすれば、複数の公益目的事業を実施している場合には、公益目的事業ごとに収支相償を判定するのではなく、公益目的事業全体で収支相償を判定することが理に適っているのではないか。公益目的事業全体の収支相償の判定について、再度検討してもらいたい。（公益財団）
- ✓ 医療機関では、先端医療機器への更新等、事業の性質上、差益の確保は必要不可欠と認識している。このような認識は、収支相償の剰余金の取り扱いについても、公益認定等ガイドラインの 5(4)に示す「剰余金の扱いその他」のなかで例外的な位置づけとして記されていると認識している。このような実態に合わせて、法においても、

収支相償を原則としつつも、事業内容により「収支相償は絶対的なものではない」とすることへの検討・見直しが必要ではないか。(公益財団)

- ✓ 収益概念と収支概念の違いから発生する、貸借対照表の流動資産の現預金プラスを維持するために必要な経常収支差のプラスについては、当年度及び累計での収支相償基準判定上、未達としない特例取扱をご検討頂きたい。(公益財団)

✓

(2)法人会計区分について

- ✓ 「法人会計を義務付けない」とする場合には、実効性のある負担軽減策について引き続き検討する関係から、収支相償との兼ね合いについて検討していただきたい。(公益財団、同旨3件)

(3)事業費・管理費の配賦について

- ✓ 共通費用からの配賦について、申請時の割合の継続的使用を原則的に認めることでの負担軽減に賛成する。(公益財団、同旨1件)
- ✓ 事業費・管理費の配賦の事務負担の一因として、管理費の概念が明確でないことがあるのではないか。負担軽減策として、「管理費」については限定列挙し、それ以外は「事業費」として整理するのも一案かと思われる。(公益財団、同旨1件)

(4)重要性の原則について

- ✓ 重要性の原則の適用にかかる注記の省略は、大きな負担がかかるわけではなく、省略の必要性もないものもある。(公益財団)
- ✓ 重要性の原則を小規模法人の負担軽減策に活用することは賛成。具体的な適用例を示してほしい。(公益財団、同旨1件)
- ✓ 一定の簡便な方法について賛成。(公益財団)

(5)その他

- ✓ 公益法人の大多数は小規模法人であると考えている。小規模の範囲に法人数が多くなるような条件を設定してほしい。(公益財団、同旨1件)
- ✓ 定量的条件として「費用」、定性情報(例えば、公益のみ実施法人は、小規模法人とみなす)も引き続き検討してほしい。(公益財団、同旨2件)
- ✓ 重要性の原則の検討については、小規模法人の適用にあたって、労働力の有無あるいは実質的な負担がかかるかかからないかで判断されるべき。(公益財団)

以上

法人関係者との公益法人の会計に関する意見交換会の概要報告

平成26年7月3日

1. 意見交換会の趣旨

公益法人の会計に関する研究会の今後の議論の参考に、法人の意見を直接聴く場とする。

2. 開催日時等

日時：平成26年6月24日（火）13時～14時40分

場所：委員会室

3. 参加者

意見募集をいただいた法人で、参加希望のあった以下の7法人。

- ①（公社）岩手県農産物改良種苗センター
高橋勝哉事務局長兼主要作物部長
- ②（公財）公益法人協会
金沢俊弘専務理事
- ③（公財）交通事故総合分析センター
茂田忠良参与
- ④（公財）資本市場振興財団
成瀬光明総務課長
- ⑤（公財）ソニー音楽財団
山田和宏事務局長
- ⑥（公財）ニッセイ緑の財団
井本浩常務理事事務局長
- ⑦（公財）日本生命済生会
三井田誠一事務局次長

※会計研究会から参加予定の参与等
高山座長、長 参与、小森委員

事務局

高野事務局長、水上事務局次長

4. 主な意見

意見募集した結果、御意見の多かったテーマを3つ選定し、それぞれ以下の意見があった。

- (1) 収支相償 (30分)
 - ・ 法人の経営実態を踏まえ、複数年度での収支相償の判定を検討してもらいたい。
 - ・ 収支相償の基準が、法人の公益法人離れにつながる虞があるのではないか。
 - ・ 実質的な収支均衡を見て、収支相償を運営していただきたい。
- (2) 法人会計区分と事業費・管理費の配賦基準 (15分)
 - ・ 法人会計区分の選択制については賛成だが、法人会計の剰余金は法人存続の観点から必要。
 - ・ 都道府県では、予算時の配賦率を実績でも強制している事例がある。実績の配賦率があるべきであるが、法令等をしっかり解釈して運用していただきたい。
- (3) 重要性の原則 (20分)
 - ・ 財務諸表の注記の省略は、情報開示に逆行しないか。その他有価証券の会計基準が定められるべきではないか。
- (4) その他 (15分)
 - ・ 公益法人の決算公告の法整備が必要ではないか。
 - ・ 移行時に認定された事項に対して、監督上の審査が厳しくなっているのではないか。

5. 傍聴者

56人の応募があり、会場の都合上、抽選により41人の傍聴者を選定した。実際の傍聴者は38人となった。傍聴者の内訳は、法人関係者29名、公認会計士・税理士6名、その他3名であった。

(参考)

意見交換会の他、4月23日と5月28日に中間まとめについての説明会を実施し、会場参加者からの発言を受ける機会があったが、その内容は、収支相償を中心として、この度の意見募集、意見交換会と同じような意見であった。

以上

1. 法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討 1/2

法人会計区分について、運用上考えられる軽減策は以下のとおりである。

(軽減案)

法人会計区分の作成についての義務付けを廃止する。

法人会計区分を作成しない場合には、管理費をひな型上、事業費の下に表示し、収益(財源)については、管理費相当額を管理費財源とみなす。合わせて、遊休財産規制における1号財産、2号財産の区分においては、区分不可能と見なし、1号財産として保有することとする。(3ページ参照)

(論点)

○管理費の財源(収益)の考え方について、管理費相当額を管理費財源とみなすものとするかどうか。

- ・この場合には、法人が、法人会計区分の作成の有無を選択できることとする。
- ・選択した結果は、毎事業年度、継続して適用することとし、変更する場合には、その理由を説明することとする。
- ・法人が選択した場合のメリット、デメリットは以下のとおりと考えられる。

【法人におけるメリット】

- ・法人会計区分作成不要となる。
- ・収益の按分計算が不要となる。

【法人におけるデメリット】

- ・法人会計において生じているはずの剰余金を公益目的事業会計に計上することになる。
- ・管理費の財源(収益)の内容を明示できない。

(対象法人)

公益目的事業のみ実施法人

1. 法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討 2/2

[正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成を義務付けない法人の場合]

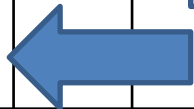
正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

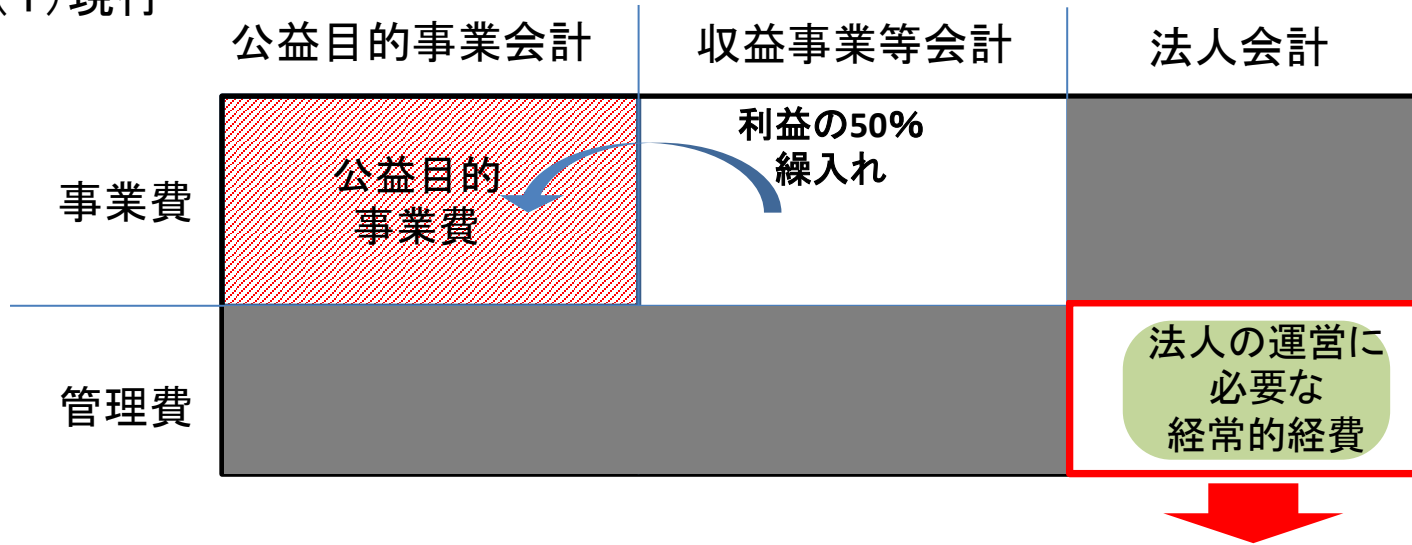
科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益							
中科目別記載							
受取会費							
中科目別記載							
事業収益							
中科目別記載							
受取補助金等							
中科目別記載							
受取負担金							
.....							
経常収益計							
(2) 経常費用							
事業費							
中科目別記載							
.....							
管理費							
中科目別記載			〇〇		〇〇		
.....							
経常費用計							
評価損益等計							
当期経常増減額							

法人会計区分をなくし、収益は公益事業区分内で一定額を見なす。
管理費は、公益目的事業区分にて表示する。



法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討

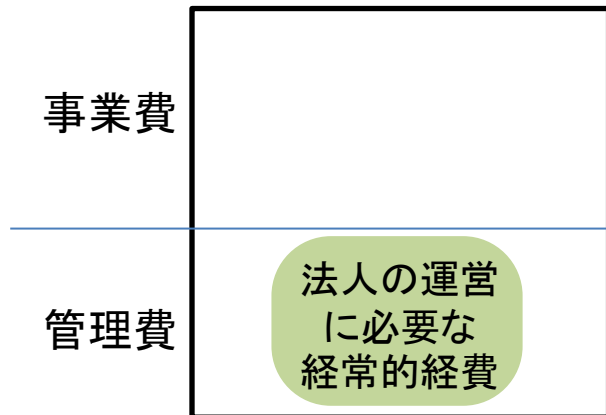
(1) 現行



(義務付けないことを検討)

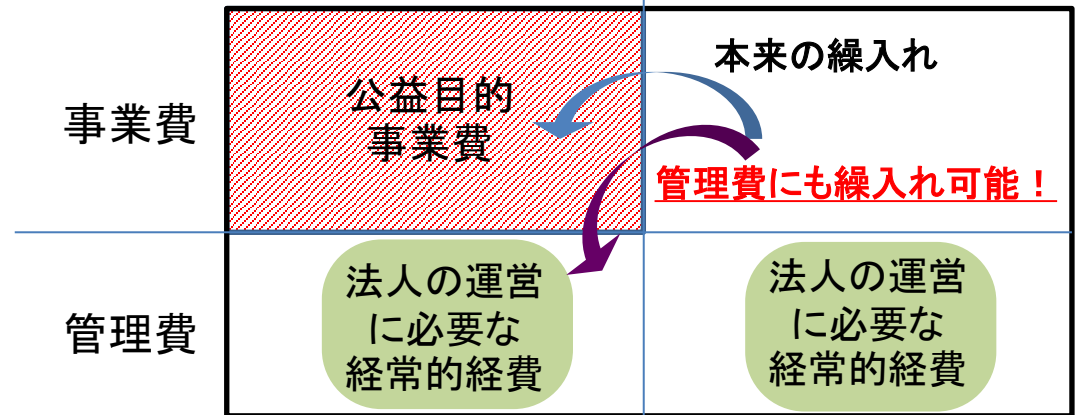
(2) 法人会計を設けない場合

① 公益目的事業のみの法人 公益目的事業会計



➡ ○ 繰入れは不要

② 収益事業等も行う法人 公益目的事業会計 | 収益事業等会計



➡ × 事業費への繰入れか検証不能

会計研究会の具体的スケジュール

参考資料2

平成26年7月3日	第10回研究会	法人会計区分の作成を義務付け廃止の検討 ★ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 遊休財産規制(6号財産と指定正味財産)・指定正味財産の考え方 ★ (意見募集・意見交換会の結果報告)	法人会計の剰余の取り扱い 該当する用途の指定の範囲
平成26年8月26日	第11回研究会	貸借対照表内訳表 収支相償 収支相償の剰余金の使途(個別の事情・事業拡大・特費等) ★	具体的なケースに沿った議論
平成26年9月	第12回研究会	有価証券の評価方法等の考え方・表示方法 事業費・管理費科目の考え方と表示 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記	
平成26年10月	第13回研究会	重要性の原則 小規模法人の事業費・管理費の配賦に係る検討 ★ 小規模法人の定義 ★	対象法人の範囲 定義の具体化
平成26年11月	第14回研究会	他会計振替の考え方 企業会計基準の改正があった場合の20年基準における対応のありかた 20年基準で適用可否が明らかでない企業会計基準等	
平成26年12月	第15回研究会	定期提出書類・その他の項目(会計基準の設定主体等)・検討結果のまとめ(素案)	その他については、次年度継続
平成27年1月	第16回研究会	検討結果のまとめ	
平成27年1月	常勤会議	常勤会議・内閣府内調整等	
平成27年2月以降	委員会	委員会への報告 諮問・答申 パブコメ(府令・ガイドライン・公益法人会計基準運用指針)の実施 委員会へのパブコメ結果報告 改正事項の施行	

赤字: 中間まとめの項目

黒字: 会計士協会課題提起の個別項目の考え方

青字: 検討事項B

★ 個別のテーマの中でも、議論に時間を要すると思われる事項

公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

1. 検討課題

(優先順位A)

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (㊤・㊦・㊨・㊩)
- ✓ 小規模法人の定義 (㊤・㊦・㊨・㊩)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (㊦)
→議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (㊦)

○制度と会計基準の分離可能性 (㊤)

→個別項目の議論の前提として意見交換

○法人会計の区分(必要性) (㊤・㊩)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊤・㊦・㊩)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (㊤・㊩)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (㊦・㊩)

(優先順位B)

○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (㊤・㊦・㊨)
- ✓ 公益目的事業比率 (㊤・㊩)
- ✓ 遊休財産規制 (㊤・㊦・㊨)

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (㊤・㊦・㊩)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法 (㊦・㊧)
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 他会計振替の考え方 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応 (㊧)
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成 20 年基準における対応の在り方 (㊧)
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (㊧)
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (㊦・㊧)

(優先順位 C)

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2)の控除対象財産と財務諸表の関係 (㊦・㊧)
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (㊦・㊧)

○会計基準の設定主体の在り方 (㊦・㊧)

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (㊧)

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

㊦：公益財団法人公益法人協会

㊧：日本公認会計士協会

㊨：委員

㊩：アンケート結果

2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位 B、C の事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。